第 10 期	第5回 男女平等参画推進審議会議事録(要旨)
開催日時	平成21年5月11日(月)午後7時~9時
開催場所	立川市女性総合センター・アイム 第2会議室
出席者	松田美佐、露木肇子、野中 映、加藤恭子、佐藤良子、丸山和夫、太田靖敏、田中愛誠、二場美由紀、川合 薫 事務局(部長以下5名)
傍 聴 者	なし
配布資料	 ① ワーク・ライフ・バランスについて 前回の審議結果を生かした答申へのたたき台 ② 配偶者暴力をめぐる現状(東京都配偶者暴力対策基本計画より) ③ 配偶者等からの暴力の防止について ④ 第5次男女平等参画推進計画に掲げるべき目標と施策 参考 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針(概要)
議事	 開会 議事 第5次男女平等参画推進計画の策定に向けての検討 ワーク・ライフ・バランスの推進について 配偶者等からの暴力の防止について 委員 それでは第5回の推進審議会を始めます。まず、お手元の資料
	の①ワーク・ライフ・バランスについての答申のたたき台について、事務局からご説明いただきます。 ①につきましては、すでにお手元にお届けしてございますが、先の審議会で委員の皆様から出されたご意見を反映したものに、庁内の男女平等参画推進委員会幹事会で調整したものです。このたたき台を基に会長、副会長に答申を作成していただくことになります。本日の議題としましては、配偶者等からの暴力の防止についてが主になりますので、ワーク・ライフ・バランスにつきましては始めの20~30分程度で補足していただいてその内容を会長にお願いするということになりますので、よろし

くお願いします。

市

委員 どなたからでも結構です。細かい文言の直し等も含めて、ご意見をお願いいたします。

委員 2点あります。まず3ページの子育て支援の具体的な内容のところで、「ライフステージに応じた途切れのない発達支援体制」という文言について、具体的な内容についてご説明ください。4ページの働き方の改善の説明文の2つ目「男性が家庭生活に積極的に参画する環境づくり」という言葉は、家庭生活を営むという中では家族が共に時間を過ごすということを参画という言葉で表現するのは硬いと思いますので、例えば「男性も家庭の中で十分に時間を過ごせるような環境づくり」など、もう少しやわらかい表現にしてはどうかと思います。

市 男女平等参画の推進計画を立てるということで、この文言を多 用しているところがありますので、答申の中で柔らかい表現に していただいてはと思います。

委員 「参画」という言葉は、今まで女性が社会で方針決定の場にあまり関わることができていない状況のため、あえて「参画」という言葉を使うことが多かったと思います。ワーク・ライフ・バランスにおいては、仕事と生活のバランスを自分が主体的に決めることができるという主旨ですので、社会生活の中で男性と女性が参画していくということと、自分たちの生活の中で時間を共有するという主旨を、分けて表現したほうがよりわかりやすいのではないかと思います。

もうひとつの「ライフステージに応じた途切れのない発達支援体制」というのは庁内の幹事会の中ででた言葉ですが、障害を持ったお子さんの支援は、どうしても段階ごとに途切れ途切れになってしまっているということがあります。保育園、幼稚園の段階ではある程度厚く面倒を見ることができますが、小学校・中学校・高校や、社会に出てからなどの見守りの体制やケアの体制が、成長するにしたがってだんだん薄くなってくるということがあります。そういうところを立川市だけでやるということはなかなか難しいという意見もありますが、周辺自治体などと協力して広域的に発達支援をしていこうということです。

委員 「ライフステージ」という言葉は、幼稚園・小学校・中学校・ 高校などの教育の場の兼ね合いで使っているのでしょうか。

- 市 それと、社会に出てからの段階もあります。大人になってからも、なかなか社会生活になじめない方もいらっしゃいます。それは子どものころからの育ちの環境の問題もあるようです。高校ぐらいになってしまうと、ケアはほとんどできていないという現状があります。大学・社会人になっても、育て上げネットのような団体もありますし、そういうところと連携をとりながら大人になっても社会に順応できるような体制をつくっていく形でサポートできれば、という主旨です。
- **委員**「ライフステージ」というのは、個人がある発展段階にあり、 社会的に定まっているステージをあがっていくときに使う言葉 であり、必ず上がっていかなくてはならない、というニュアン スの言葉なので、ふさわしくないのではないかと思います。「ス テージが変わらない」ということも個人の自由であり、個人の 人生なので、あまり使わないほうがよい、という話があります。 他との兼ね合いもありますし、どういう言葉がよいかはわかり ませんが、お伝えをしたいと思います。
- **委員** 4ページの(4)家庭生活・地域社会への参画のところで、「新しい公共」という言葉がありますが、これは市民にわかりやすい表現のほうがよいと思います。それから、5ページの3.市民・地域、企業、行政の役割についてのところで、「性別による固定的な役割分担の解消」という言葉がわかりにくいと思います。
- **委員** 6ページの(3)行政の役割の①保育を必要とする児童の受入 枠の拡大に取り組みますのところは、市民意向調査で51.4%の 男女が「立川市が男女平等参画を推進するために取り組むべき 施策」として「保育事業の充実」をあげていることを考えると、 公的保育とした方がよいと思います。
- **委員** このことについては何度か議論を重ね、審議会の答申の中では 詳しい施策の内容については立ち入らない、ということになっ ています。
- **委員** これは行政の取り組みという内容ですので、行政というとやは り、私立の保育園ではなく、公立の保育園が主になるわけです から、公立と入れた方がよいと思います。
- **委員** 公立に限らず、行政から指導する形で民間を支援するという形もありますし、そちらについては立ち入らないということになりました。
- **委員** 公立に限定すると、私立保育園を希望する方々に対して不公平

になると思います。むしろこのままの記載でよいと思います。7 ページの⑮と⑯については意味が同じなので、一本化して「いっまでも元気で暮らせるよう、市民の健康づくりを支援する仕組みづくりを進めます」としてはどうでしょうか。

委員 5ページの⑧に「年に1回は健康診断を」という記載がありますが、これは回数が決まっているのですか。企業によっては半年に1度となっている検診もあります。回数を入れて限定するのは何か理由があってのことですか。

市 最低年1回は、という意味です。市でも、「最低年1回は健診を受けましょう」とPRしています。また、特定健診の対象者にも年1回、通知書を送っています。

委員 最低年1回は、とするときついので、少なくとも、という表現 ぐらいがよいかもしれません。

委員 1年に1回も受けないということを排除する意味ですね。

委員 前回の審議会でも申し上げた3ページの「多様な保育サービス」 や、4ページ「多様な働き方」というあいまいな表現が、具体 的な施策の例示に使われるのはどうかということを申し上げ、 市の答えで納得しましたが、 (この表現がそのまま審議会の答申となるようであれば、) これについては削除したほうがよい のではないかと思います。

現在庁内で議論を進めている最中ですので、現段階ではこの表現とさせていただき、最終的な答申の段階では、カッコ書きで例示させていただいて (○○や△△などの) 保育サービスといった表現をさせていただければ、具体的になると思います。例えば、「放課後児童対策」といっても、学童保育のこともあれば、放課後教室やデイスクールなど、いろいろなメニューがあります。現在それぞれの部署で計画作りが動いていますので、整合を図る意味でも、今の段階ではこの表現にとどめさせていただければと思います。

市 これから担当部署に調査をかけますので、その結果が、それぞれの施策に連なる内容になります。

委員 4ページの働き方の改善のところで、「男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を築く…」の「家族としての責任」というところが、いかがなものかと思います。

市 「男女が安心して子どもを産み育てることができる社会を築く

…」とさせていただきます。

委員 5ページの(5)健康づくりのところで、「家庭も仕事も両立していくには」という表現がありますが、家庭も仕事も両立する必要があるのか、検討の余地があるのかと思います。それから、7ページの⑭男性の地域社会への参加を促すと共に、男女がともにバランスよく参画できるよう働きかけます。これは、男性の地域活動への参加が少ないと、行政の反省の意味を込めてなのだと思いますが、データに基づくものではないと思いますし、男性からも反感を買う表現だと思います。検討したほうがよいと思います。

委員 地域ごとの男性の参加率と女性の参加率をご存知でしょうか。 地域活動の場では、あらゆる面で男性の参加が少ないです。自 治会活動でも、地域12地区で女性ばかりが活動する、という 地区がほとんどで、すべての地域の男女比の平均は女性70%、 男性30%です。ですのであえて男性の、という意見を述べて、 その表現になっていると思います。もっと参加率にバランスが 取れているほうがよいと思います。

市民の取り組み、行政の取り組み、事業所の取り組みともろもろありますが、値をどこに含めるのかを考えたときに、この内容を市民の意識のところに含めるのなら納得がいくのですが、行政として意識啓発をするのならば、それは働き方の問題にも関わることなので、この表現はどうなのか、また、行政のらんに含めるべきなのかということについても、検討が必要だと思いました。地域活動においては確かに女性の方が多いと思うのですが、NPOの活動などにおいては、男性が多い分野もありますし、実態は様々です。

市 行政の方が主体的に働きかけるだけのことで、主体的に取り組むのはやはり市民ですので、行政の役割の欄になくてもよいかと考えます。5ページの市民の役割の⑥には、男性も、積極的に地域活動に参加しましょうとなっていますので。行政の役割として書くとすれば「男女がバランスよく地域活動に参加できる仕組みづくりをすすめます」という表現の方がよいかもしれません。これは検討させていただきたいと思います。

他に特になければ、配偶者等からの暴力の防止の検討に入ります。事務局から配られた資料について、何か説明はありますか。 資料②については、平成20年3月に東京都が策定した東京都

委員

市

配偶者暴力対策基本計画の資料より抜粋したもので、最新の状況が掲載されております。今後の討議のご参考にご利用ください。また、資料③は平成19年度のDV法の改正により、各都道府県では、基本計画の策定が義務付けられています。市区町村においては策定は努力義務とされていますので、立川市としては、第5次男女平等参画推進計画の重点項目として配偶者等からの暴力の防止を掲げておりますので、この計画の中に盛り込んでいくという方向付けをしたいと思っております。資料③は、4月24日の幹事会において出された配偶者等の暴力についての意見です。今日は皆様がこれらの資料をすでにお読みになっているという前提で、皆様からの自由な意見をお聞かせいただければと思います。資料④につきましては、各課にこの表ののような調査をかけ、具体的な事業について、とりまとめをおこないたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

委員 それでは、1時間半程度のお時間がございますので、どなたからでも自由にご発言いただければと思います。

委員 資料①は、東京都のものですね。立川市については、今からアンケートをとったり、調査をしてくださるということですが、市内のDVによる被害で、顕著な影響を子どもに与えた例はありますか。

市 まだアンケート等の用意が整っていませんので、これについて は、担当主管課の意見を参考にしていただければと思います。

委員 改正DV法では、基本計画の策定のほかに、配偶者暴力防止支援センターの設置が市区町村に対する努力義務となっています。これについては設置の予定はありますか。

市 センターについては、費用対効果の面で、どれだけの需要があるのかということを考えると、1地方自治体でつくるというよりは、周辺自治体との連携でつくらなければ難しいのではないかと思っています。

委員 立川市ではどのぐらいの件数があるのですか。

市 平成20年度の女性総合センターでの暴力関係の相談は70 件弱来ておりますが、これは、市内と市外が含まれての件数で す。市外の方であっても、ご自分の市ではなかなかご相談しに くい方は、立川に相談にいらっしゃることがあります。

委員 この70件という件数は、かなり少ないと思います。それは、

立川に都の女性相談センター(多摩支所)があるからでしょう か。ちなみに八王子市では、電話相談も含めて年間2,000 件近くあります。これは毎年増えています。 立川市は電話相談も面談も予約制で、1日に4人を受け付けて 市 います。そのため、受け付けをする絶対数が少ない、というこ とがあります。DVはパートナーに相談していることを知られ たくないというのがありますので、住んでいる自治体以外で相 談する人も多いと思います。広域的な連携は必要かと思います。 都の女性相談センター多摩支所へご相談の方も多いのではない 市 かと思います。 委員 市民の相談は市が対応するのが原則ではないかと思うのです が。市区町村に対して努力義務があるわけですし。DV被害者 に対して定額給付金の給付ができないことが問題になっていま すし、そのあたりはきちんと対応したほうがよいと思います。 市民で住民票はそのままで避難している人もいますし、逆に他 市 市区町村から立川に来ている人もいる。その実態がなかなか把 握できていません。 昨年1件、夫の暴力の件を扱いました。真夜中に鼻が曲がるぐ 委員 らいの暴力を受けましたが、金曜日の真夜中のことで、お子さ んが迎えに来るまで4日間ほど私の自宅で面倒をみました。相 談を受けるまでに、とても待ちました。やはり地域が行政と連 携して取り組んでいかなくてはと思います。 デリケートな問題ですので、近くの人には言えないということ 委員 もあると思います。が、暴力が子どもに及んで、死に至るケー スも聞きます。もうちょっと親切に相談を受けていただけるよ うな体制を作ってほしいと思います。 委員 まずここに相談すれば(大丈夫)、というところを受け皿とし て作っておく必要があるのではないかと思います。 委員 委員のケースはうまくいってよかったですが、一般的にDVは 大変危険です。民間の方が簡単に関われるものではありません。 いくら地域の市民が連携したからといって解決しきれるもので はありません。やはり一番大切なのは行政の連携です。八王子 市では、DV連絡協議会が何年か前からできています。日野市 も最近モデルケースを作っています。どういう協議会かといい

ますと、医者や弁護士、警察や生活保護の担当者等が集まって、 いかに連携するかを協議しています。八王子市ではそのことが 功を奏しており、朝9時~夜7時まで、いつでも電話OKになっています。飛び込んできた方にはすぐに方針が決まって、そこに駆け込めば大丈夫、となっています。24時間はやっていませんので、時間外は警察で、などとマニュアルが作ってあります。そのようなマニュアルが、立川市でも必要ではないかと思います。

委員

委員のおっしゃるとおりです。DV被害者をかばった人が殺され たり、恨みを買う、命からがらというケースもあります。私自 身がこの審議会の委員に応募したひとつの理由が、DVに関し てきちんとした取り組みができていないのは、行政として怠慢 以外の何者でもないと思います。先ほどの計画についても、努 力義務となっていて、策定しなければいけないというものでは ない、というお話しでしたが、そういうところから考え直さな くてはいけない問題です。本当にこれは積極的に、もっとやら なきゃいけない、という姿勢で取り組んでほしい。命に関わる 問題と考えてほしいと思います。立川では体制が手薄いですし、 一旦避難をして安定した生活ができるようになった方のアフタ ーケアとしてとか、込み入った相談であれば立川の(女性総合 センターの) 相談のような予約制がよいと思いますが、本当に 相談をしたい時、生きるか死ぬかというときに、予約してから、 というのはとんでもないことです。また、こちらのセンターの 女性トイレにDVの相談先を書いたカード(以下、カード)が置 いてあります。これは、このカードを見て「相談してみよう」 と思った方のために、それぞれの施設でおいてあるものですが、 北区のトイレにも八王子ほどではないですが、3種類のカード がきれいに置いてあって、常に更新されています。1つは東京 都から配布されているもので、このような薄い紙質のものでは なく、ぬれても大丈夫なものです。また、もう1つは、男女共 同参画局から出ているもので、シールになっており、必要なと ころに持っていって貼ってくださいねというアピールをしてい ます。3つ目は北区の(男女共同参画センター・)すペーすゆ うが独自に作成しており、いつでも相談してくださいというこ とで、行き方や、相談窓口を書いたものです。漏れがないよう に、被害者にとって本当に役に立つものは何だろうというもの です。ただトイレに干からびたように置いてあるものとは違い ます。この辺のところを変えていかなくてはと思います。確か に、立川に女性相談センターの多摩支所があります。本当に一生懸命やってくださっています。ですが、立川市への相談が少ないのは、決して立川市に多摩支所があるからではありません。相談窓口や受付体制、連携が取れていないため、危ないんです。だから相談できません。そこのところをもう少し考えられた方がよいと思います。

- **委員** 先ほど費用対効果の話をしておられたのが気になります。やはり、命には代えられない問題です。私は特に、自分から何も発信できない子どもを助けたいと思います。よろしくお願いします。
- **委員** 先ほどは女性のことだけを申し上げましたが、お母さんが連れてこられるお子さんも、同伴児童といいますが、被虐待児童と規定されています。被虐待児童の支援は、一生がかりの支援になります。そういう意味では、DVの問題は、女性だけの問題ではなく、子育て支援にもつながる問題です。
- **委員** 経済状況が悪いときには家族に対する暴力も増えると聞いています。外で受けたストレスを、奥さんに対して晴らすようなことがあるのかもしれません。
- **委員** 個人ではどうにも解決できない問題ですので、是非行政が助けてほしいと思います。
- **委員** 最近、地域で息子が母親を虐待しているケースがありました。 また、認知症の妻が夫に暴力をふるうケースなどもあり、夫が 妻に暴力をふるうケースと同様、対応に苦慮しています。
- **委員** 東京都の調査資料によると、夫が妻に暴力をふるうケースが7 0%とのことです。逆のケースもあるとは思いますが、いずれ にしてもこういうことは、外部の人にはなかなか言えないこと です。夫婦の中で起こっており、見えにくい。家で暴力をふる っていても、対外的には人当たりがよいといった、二面性があ る人もいます。潜行した問題であり、実態がつかみにくいと思 いますが、やはり、行政がしっかりした受け皿をつくって、そ こに行きさえすれば何とかなる、という体制を是非つくってほ しいと思います。
- **委員** 協議会があるといいですね。
- **市** 市でもシェルターの連絡協議会への補助金を出してはいますが、実態はなかなかわからない部分が多いです。
- **員** 皆さんのお話しを伺っていて、実際にどのように支援していく

か、という問題と、前段階で、DVが問題であり、他人に相談 してよいことなんだということを広く周知する。意識啓発の問 題ですね。また、あるいは、地元だから相談しにくい、という ことであれば、どういう形で秘密が守られるのか、という具体 的な体制。自分のことを知られてしまうかもしれないと恐れて いる人に対しては、こういう体制だから大丈夫ですよ、という 相談に来てもらう前段階での周知が必要だと感じます。

- **委員** やはり、予約制ではなく、いつでも相談できるという体制づくりが必要ではないかと思います。そのあとのケアの体制も必要かとは思いますが、まずいつでも相談が出来ることで、いろいろな問題がずいぶん整理できるのではないかと思います。
- **委員** 八王子市では法律相談のほかに、女性相談や女性専用のカウンセリング、健康相談など、かなり相談の種類が豊富です。そのどれかに引っかかってきます。健康を害しているということでの相談や、悩んでいるということでの相談。豊富な種類の相談が発見の糸口になっています。
- 資料によると、被害者が不安に思っていることの上位に経済的な不安があり、経済的なことがネックになって、なかなか別れられなかったり、逃げられなかったりしています。小さいお子さんがいて、自分も働いていなくて、親の助力も頼めないとなると、行き場所がないため、暴力を受けても自分さえ我慢すれば、とひたすら耐える、ということが相変わらずあると思います。助けを求めてシェルターなどの施設に保護されたあとの就労支援や自立支援が重要だと思うのですがその点はどのような支援をしているのですか。
- **委員** 八王子では相談の体制はありますが、その後の支援という点では、財政的に厳しいということもあり、更なる支援をということで、市民から申し入れをしている状況です。他市では、学校に通わせて資格を取得させ、就職させるというところまでやっているところもあるようです。
- **委員** 駆け込んで相談しても、安心して暮らせる状態が確保されないとなると、やはり逃げることを躊躇する方もいらっしゃると思います。経済的な支援を行政が担うのか、または民間とタイアップして就労の場所を作っていく、ということも連携のひとつかと思いますが、自治体の今の経済状態が厳しいとなると、八方ふさがりの状態だと思います。これは、ワーク・ライフ・バ

ランスにも密接な関係があります。正規雇用の女性が、第1子を出産した後、なかなか第2子に踏み切れず、7割の方が退職していくという社会状況と、退職した相手が1年から2年未満で暴力をふるうようになる。また、就労の状況が非常に悪いことも非常に密接に関係しています。ですので、意識や相談のこともありますが、どうやって自立して生きていけるか、というところまでやっていかないと、すべて対処療法になってしまうと思います。暴力を受けたら相談しましょう、だけではなくて、もっと根本的な社会の構造が変わるように働きかけをすることも重要です。そういうことも提言できればよいと思います。それがなければDVの問題は根本的に解決しないと思います。調査結果を見て、被害を受けた方の心の内を見ると、それは、社会全体の問題だと思います。

- **委員** ワーク・ライフ・バランスの提言も、DVの提言も、今の社会 状況を反映した内容にできればよいと思います。
- **委員** こういう暴力は昔からあったものなのかと驚いています。今の 方たちはそういうことがあるとすぐ離婚となりますが、前の世 代の人たちはじっとがまんしていたのだと思います。
- **委員** 家庭内の問題として表には取り上げられてきませんでしたが、 昔からあったことだと思います。結婚前から少しずつ始まって いるケースもあるようです。暴力のふるいかたも、昔は殴る、 蹴るといったものでしたが。
- 暴力に対する認識が甘いと思います。殴るということは、犯罪です。家の中で見えないことでも、それを路上でやれば犯罪として逮捕されます。本来ならば犯罪であることを家の中のこととして許していることや、日常の小さな会話から見える認識のズレがこの現状を生んでいると思います。結婚は、国が作った家族制度ですから、離婚も結婚も、何度しても別によいと思います。暴力をどういうふうにとらえるのかというところから始まらないと。もう少し命にかかわる問題であるということを認識していただきたいです。
- **委員** 私は暴力に遭った人を助けるときに、まず弱者を救いたい、という思いが強く先に立って、自分の身がどうなるかということを考えたことはありませんでした。委員からお話しのあった、助ける人に身の危険が及ぶこともあるということは、考えたことはありません。

委員 私もこの仕事をしているのは、そのような思いがあるからで、 その点では共通していると思います。支援者側として考えるの でなく、行政の立場で考えるのでもなく、本当に暴力を受けて 困っている人たちがどういうところから相談につながるのか、 ということを考えると、このようなカードがきっかけだったり します。相談に来る方は、こういうカードを握りしめていらっ しゃいます。DVの被害に遭っている方は、情報や交友関係を 非常に制限された状況で暮らしてる方が多いです。私たちは福 祉や警察、女性相談センターという窓口があるのだから相談す ればいいじゃないかと思いがちですが、情報が限られてしまっ ている人はたくさんいます。ならば、すべてのトイレに置けと はいいませんが、女性相談センターの役割を果たしているこの 女性総合センターの館内に置くのであれば、これではなく、せ めて無料で配布されているものをきちんと用意して、何種類か 置いてほしい。英語のものもあります。私が言いたいのは、こ こで話す議論の中では、小さい暴力であっても、昔はそうだっ たとか、がまんとか忍耐とか、そういうレベルのことではなく、 これは犯罪なんだというところからスタートしたいということ と、立川市のDVを捉える姿勢です。先ほどのカードのように、 これはすぐできる簡単なことですが、変わっていないので新し いものにすることと、相談も、時間に制限のある相談者にとっ ては、予約相談は非常に使いづらいものであるという、現状の 認識からスタートしていただきたいと思います。

委員 地元でDV被害者の支援を行っていますが、そこでカードも作っています。それとウィメンズプラザのカードとを、市の女性センターや市役所の本庁舎の女性トイレの全個室においてもらっていて、それがどんどんなくなっています。そして、そのカードを握り締めて、何年か経って連絡をくださる方もいらっしゃいます。ですので、まず、カードをぜひ広めていただきたいと思います。ここに参加する方がカードを見ていないというのは、問題です。

委員 さきほど、経済的な自立支援のお話がありましたが、都では職業訓練をやっています。また、事業所と話し合って就職先を紹介するということもやっています。そういう例もありますので、行政として、やれないことはないと思います。

委員 ネットワークも必要ですね。

を員 どのぐらいのレンジでこれらの問題を考えるかということですが、最近、大学では新入生を対象に、大人になるということはこういうことだということをいろいろと教える授業があります。その中で、ハラスメント関係の講義があります。こういうことは犯罪であるとか、あなたが付き合っている相手から問題のある行為を受けたとか、あなたが相手に対してしていることは、問題のある行為だということを教えています。 DVというのは結婚する前から起こっているという傾向がかなりあって、そのことを考えると、小学生からとは言いませんが、ある程度

早い段階からの教育が必要であると思います。

委員 最近は高校生の中でデートDVという付き合っている段階でのDVが大変多くなっています。それは、ジェンダーの問題を若い人も脈々と受け継いでいることの表れだと思います。そこで、これはDVなんだとか、自分は暴力を受けていたんだ、この関係性は間違っていたんだ、ということに、大学生になって気づくという人がすごく多くて、学生からの相談が増えています。そういう意味では、先ほど委員からお話しのあった小学生の段階でも、いやなものはいやということを女の子も男の子も言っていいんだということを学ぶプログラムなどは、全国的にかなり行われています。そのような幼いころからの教育は非常に大切だと思います。

委員 教済もひとつの方策ですが、暴力を振るう人に対する抑止策が必要なのではないかと思います。外で見ず知らずの人に手を上げるなどということは犯罪です。ですが、それ家の中であっても同じはずなのに、犯罪と認識しない。飲酒運転も、10年前とはずいぶん変わって、犯罪であるという認識が定着してきています。そのように、犯罪であるという認識をもっと持たせなければいけないと思います。

委員 暴力をふるう人には、エリートの方が多いです。エリートの方は、新聞などで、DVについて知っていますし、それが問題だ、ということもわかっています。そういう方たちはどのようにするかというと、暴言などで、精神的にいじめます。非常に陰湿で、卑劣な方法でいじめるものですから、かえって精神的にまいってしまって、体のケガよりも治らないという被害者が結構いらっしゃいます。

委員 言葉の暴力や、パワーハラスメントについても、暴力であると

いうことを(提言の中で)触れていくべきだと思います。

委員 先ほど加害者に二面性があるとの発言もありましたが、そういう人もいれば、中でも外でも暴力を振るう人もいますので、非常に危険なケースがあります。これは、民間ではとても支援できません。行政のスペシャリストがかからないと。弁護士も、DVの研修を受けた弁護士ではなく、暴力団専門の弁護士がつくようなケースもあります。十分気をつけていただきたいと思います。

委員 最近は親が子どもに対して平気で「おまえなんか生まれてこなければよかった」などと路上で言っているのを聞いたりして、子どもへの言葉の暴力が日常的に行われていると感じています。

委員 さきほど委員からお話のあった結婚前の恋人同士の暴力については、当事者自身がそのことの問題性にあまり気づいていないと聞いています。子どもの時に疎外され、痛めつけられてしまっていると、人権の意識が希薄になってしまうということがあるかもしれません。やはり子どもの時からの教育が大切だと思います。

委員 暴力と虐待が結びつきます。

委員 虐待と暴力はどうつかいわけるのでしょうか。

委員 対象によると思います。夫婦間では、本来平等であるべきパートナーに暴力をふるって、支配関係をつくるということがDVです。一方、弱い立場の高齢者や子どもに暴力をふるえば、虐待ということになります。

委員 DVも、高齢者や子どもへの虐待も、暴力というひとつの流れでつながっています。DVも、DV家庭で育った子どもが同じようにDVを受けたり、加害者になったり、と、全部ではありませんが、そういう傾向があります。暴力の連鎖を断ち切るためには、委員がおっしゃった教育というのがとても大事だと思っています。1個人の問題ではなく、やはり社会構造の問題です。男性が上で女性が下というような意識や、子どもは親の所有物という意識、高齢者は寝たきりで役に立たない、など。そういった構造的な誤った認識を変えていくことは、時間がかかりますし、社会構造上の問題ではありますが、まず、1市町村から、個人から意識を変えていくために、こういう議論がとても大切だと思っています。まず、みんながどうしたらいいんだ

ろうというところからスタートすることが必要です。それで、 具体的な提案ですが、相談の入り口として、カードの配布を公 的な施設には必ず置く。わかりやすい位置に、ほこりをかぶっ た状態ではなく。そして定期的に見直しをする。また、相談に ついては、予約相談というのもあってよいですが、人員配置の 問題もあるとは思いますが、市民サポートグループやレジリエ ンスという民間団体の相談員養成講座なども利用して、他の関 係機関と連携できるような相談の体制をつくることが行政の役 割だと思います。それから、DV連絡協議会の組織を作ってい ただきたいです。また、DVに関する講座もやっていますが、 もう少し伝えていく。また、広報でも、女性総合センターで出 した情報紙の中には特集で人形を使って伝えているものがあ り、とてもよいと思いました。これらを定期的に細かく伝えて いくという取り組みが大事だと思います。それから、暴力とは 何かという定義で、殴る、蹴るのみが暴力と思っている方もい ますが、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力も暴力です。 また、知人や親戚と連絡を取らせないというのも暴力だと思い ます。それらを認識していない人が多いので、さきほどの情報 紙でも暴力について定義していましたが、暴力は何か、という ことについての周知をもっとしていただきたいと思います。

委員 情報紙で人形劇を使って伝えていた会話ですが、気になったのは、暴力をふるう男性の言葉遣いが、全部乱暴なものでした。 さきほどのお話ですと、エリート層の言葉の暴力も多いという ことですが、エリート層の暴力は穏やかな口調でひどく精神的 ショックを与えるようなものではと思います。人形劇ではもう ひとつそのような視点の会話があればよかったと思います。

委員 そうですね。ただ、今まではやっていなかったのを見たときに、 こうやって具体的にわかりやすく伝えていこうとしていること は評価できると思いました。

委員 講座の参加者の少ないのはなぜかと考えると、よくある講座で、今聞きたい、というものではないです。もう一ひねり工夫がほしいです。先日、立川でレジリエンスの講座も開かれていましたが。

こういう類のことは講座を開いても参加者が少ないですね。

委員 DVを受けている人自身はあまり参加しないですしね。

委員 講座に出られる人は、ある程度相談しやすい環境にいらっしゃる

委員

方かと思います。参加できない方は、本当に苦しんでおられる と思います。

委員 恒常的にDVを受けているとだんだん感覚が麻痺してくると 思います。

委員 自尊感情が麻痺してきます。そのためにも、客観的な気づきを 与えることがとても大切です。

委員 医療機関との連携はどうなっていますか。暴力を受けた人が病院や個人の医院に駆け込んできて、配偶者からの暴力とわかった場合はどこに通報することになりますか。

委員 警察です。

委員 資料④はどのような資料ですか。

市 この表を基に、どんな施策があり、これからどんなことができるのか、各課に調査をかけます。今日の審議の内容を反映させたほうがよいというご要望があれば、反映した内容で調査させていただきます。

委員 これが最終的なDVのまとめの資料になりますか。

市 これは、推進計画に盛り込むべき事業の内容ですので、皆様からご要望いただいたものをどのぐらいおのせできるか、というのは、今の時点でははっきりとお約束はできませんが、ご要望については、答申のほうに反映していただければと思います。

季員 今、立川市では、DVに関して制度や対応、教育の部分についての現状などを教えていただけると、先ほどからお話に出ている八王子市と比較しても、立川市としては何が過不足なのかがわかると思います。それらの情報をお示しいただくと、もう少し具体的に意見を述べられるのではと思います。

委員 事務局で次回ご用意をお願いいたします。

★員 情報紙を見ると、「自分の経験がDVと気づいていない人も多い」とあります。さきほど委員がおっしゃったカードをあちこちにおいていただくことをお願いするのと、受けている行為がDVなのか、これは相談してもよいのかな、と迷っている人もいらっしゃると思うので、カードと一緒に、こういうことはDVですという啓発のお手紙や資料を置いてはどうかと思います。人権についての意識がない人は、我慢してしまって、それが美徳と思っている人もいるかもしれません。

委員 まだ相手に対して好きな気持ちがあったりして、相談に踏み切れない人もいると思います。

乗債を言って、暴力を振るったかと思うと人が変わったように甘えてきて、ああ、やはりこの人には私がいないとだめなんだ、という気持ちにさせられ、それを繰り返しつつ、お互いに依存しあって離れられない関係性になる、という状態があります。そういう関係を解きほぐすことから始めないといけないようです。それから、主に暴力を振るう男性側の現状とか、ストレスの状態とか、暴力を振るいたくなる気持ちがわかれば、対処のしようがあるのかもしれません。自分がやっていることに罪悪感を感じて直そうとする人もいるのでしょうか。いずれにしても、そのような支配の関係性の中では、加害者もあまり幸せではないと思います。

委員 中にはそういう方もいらっしゃいますが、少ないです。加害者 プログラムやメンズカウンセリングもあることはありますが。

委員 暴力をふるうのは、(それがいけないことだという) 自覚がな いからですか。

そうです。自覚がないからです。自分が悪いとは決して思っていません。さきほどから出ている八王子市のDV連絡協議会ですが、医師もメンバーに入っています。最初の頃は、医師はあまりDVということについて理解していませんでしたが、だんだんと医師会にもこれを広めなくては、ということがわかっていらっしゃって、医師会でも勉強会を始めて、女性センターの課長が説明をして、カードを必要な時に患者さんに渡すということになっています。また、警察の方ははじめ110番をしても何もしてくれなかったというような苦情のお話ばかりだったためか、あまり積極的ではなかったのですが、だんだん理解されて、今はとても八王子警察と高尾警察は協力的です。やはり連携を始めて何度も繰り返す、ということが功を奏したのだと思います。

委員 以前は医師も、現場を見ていないからと言う理由で、DVを理由に診断書は書けないといった話もありましたが、最近は協力してくれるようになってきました。秘密保持の面でも守られておらず、行政でも加害者に安易に住所を教えてしまったりということもあったりしましたが、関係機関の連携を積み重ねてきた結果、改善されてきています。

委員 ご意見がいろいろと出ましたが、次回までに必要な資料がありましたら事務局にご請求ください。では、次回はDVについて

のまとめです。また、前もって資料の送付がありますので、ご 準備いただきたいと思います。それでは本日の審議会を終了し ます。ありがとうございました。